

委託仕様書

1. 件名

北九州イクボス同盟 PR・加盟促進事業

2. 事業目的

本市では、「働きやすいまち北九州」を実現するため、平成29年8月に「北九州イクボス同盟」を設立した。現在、300社を超える企業・団体が加盟しており、これまで研修会の実施や企業研究会など、加盟企業・団体向けに様々な事業を行うことで、企業における女性活躍・ワークライフバランス推進を支援してきた。

本業務では、「イクボス」「北九州イクボス同盟」の認知度を高め、より多くの企業・団体の加盟に繋げるとともに、北九州イクボス同盟に加盟している企業向けの研修教材を充実させることでエンゲージメントを高め、北九州イクボス同盟の価値を向上させるための事業を行う。

3. 業務内容

(1) イクボスオンラインマニュアル動画（改訂版）の作成

加盟企業がイクボスについて正しい知識を習得し、職場での業務に活かせるためのオンラインマニュアル動画を制作すること。動画は各企業が職場内研修で活用することや従業員が自学に活用することを想定し、10分程度のものを最低4本は制作すること。動画はイクボス同盟加盟企業のみが視聴可能な形式で公開することを想定し、必要な権利・許諾関係を取得すること。公開期限は特に定めないものとする。

制作にあたっては、下記の内容は最低限盛り込んだものにする。また、2020年度及び2021年度に本市が作成したイクボスオンラインマニュアル動画（動画が視聴できる URL は公募型プロポーザルへの参加申出書を提出した事業者のみ伝達する）等を参考にすること。動画の内容については、受託者が企画し、市との協議を経て承諾を得て決定すること。

《内容》

- ・イクボスとは何か
- ・なぜ今イクボスが必要なのか
- ・効果的なマネジメントについて
- ・職場での円滑なコミュニケーションについて
- ・テレワーク中の勤怠管理・人事評価等について
- ・国や県の支援策の紹介について
- ・特に中小企業がイクボスに取り組む具体的メリットについて

(2) イクボス同盟企業インタビューの実施

北九州イクボス同盟加盟企業のうち、先進的な取り組みを行っている企業に対しインタビューを行い、北九州イクボス同盟ホームページに掲載するための記事を作成すること。

インタビューを行う企業は最低5社とし、企業の選定は市と協議の上、決定すること。インタビュー対象企業への最初のコンタクトは市が行うが、その後の日程調整・記事内容確認等は受託者が中心となって行うこと。

(3) デジタル広告を利用した北九州イクボス同盟の認知度向上・加盟促進業務

インターネットのディスプレイ広告及びリスティング広告を活用して「北九州イクボス同盟」のPRを行うこと。広告の配信内容及び配信ターゲットは「イクボス」「北九州イクボス同盟」の認知度を高めるとともに、北九州イクボス同盟の加盟企業数増加に繋がるものとする。広告内容・広告配信期間・広告配信量等については、市と協議の上決定すること。

なお、受託者は、「北九州イクボス同盟」のブランドセーフティを確保するため、次の各号のいずれかに該当する違法なサイト等への広告掲載は行わないこと。

- ① 犯罪を肯定したり、美化するなどして犯罪を助長しているもの
- ② 売春や児童ポルノなどの猥褻行為や違法な性表現に関するもの
- ③ 生命の死や暴力表現などの醜悪、残虐な表現で不快感を与えるもの
- ④ 詐欺行為や悪徳商法などの消費者等を騙すもの
- ⑤ ヘイトスピーチなどの差別や人権侵害をしているもの
- ⑥ 偽ブランド品の販売や海賊版サイトなどの商標権や著作権を侵害するもの
- ⑦ 危険ドラッグなどの違法薬物の販売やそれらを肯定するもの
- ⑧ その他違法、不当な内容または社会通念上好ましくない内容が含まれているもの

4. 実施場所

市の指定する場所

5. 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

6. 納品物

事業の実施状況・成果等を報告書にまとめ、紙媒体及び電子データを市に提出すること。

7. 提出先

総務局女性の輝く社会推進室

8. その他

- ・上記に定める事項について疑義が生じた場合及び上記の定めるもののほか、委託業務実施に関して検討する必要がある場合は、その都度、市及び受託者が協議し、または市が指示することとする
- ・受託者は、本契約業務履行を通じて知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、または他の目的に利用してはならない。